その他のよくある質問

園地継承・遊休資源マッチング
全100問の詳細版

香酸かんきつ増産プラン事務局

園地を貸したい方、借りたい方、地域の資源を活かしたい方へ。相談から活用開始、その後の管理まで、テーマ別にご案内します。

使い方

目次の項目をクリックすると、該当する章へ移動できます。質問番号は提供資料の1〜100を維持しています。サイト掲載用10問と関連する質問も含むため、このPDFだけでも確認できます。

相談は無料です。作業委託や賃料、機械・施設の利用などに必要な費用は、内容に応じて事前に確認してください。

相談窓口：コーディネーター 佐藤あきな
電話：070-3815-3500
サイト：https://tokushima-kousankankitsu.com/
問合せメール：info@tokushima-kousankankitsu.com

目次

1．サイト・相談の基本 （Q1〜Q10）

2．貸したい・引き継いでほしい方 （Q11〜Q20）

3．園地の状態・設備 （Q21〜Q30）

4．所有・家族・土地情報 （Q31〜Q40）

5．借りたい・始めたい方 （Q41〜Q50）

6．学習・働き方・栽培計画 （Q51〜Q60）

7．紹介・見学・マッチング （Q61〜Q70）

8．契約・費用・責任 （Q71〜Q80）

9．管理・収穫・販売 （Q81〜Q90）

10．資金・事業継続・トラブル （Q91〜Q100）

本冊子は提供された「マッチングサイトよくある質問.docx」をもとに、表記と読みやすさを整えたものです。個別の対応可否、費用、契約条件、制度の利用条件は事務局や関係窓口へご確認ください。

1．サイト・相談の基本

Q001 このサイトは何をするサイトですか？

A 徳島県内の香酸かんきつの園地を貸したい・引き継いでほしい方と、借りたい・栽培を始めたい方をつなぐ相談・マッチングサイトです。園地だけでなく、農機・資材、施設、作業支援などの地域資源を活かし、産地の継承と増産を支えます。

Q002 誰が運営していますか？

A 香酸かんきつ増産プラン事務局（株式会社加茂谷スダチパーク内）が運営しています。提供資料に記載された委託事業の運営期間は、令和9年3月19日までです。その後の相談受付については事務局へお問い合わせください。

Q003 どの地域の園地が対象ですか？

A 徳島県内全域の園地が対象です。

Q004 すだち以外も相談できますか？

A はい。すだち、ゆず、ゆこう、阿波すず香など、徳島県産の香酸かんきつが対象です。作物と園地の状況をお知らせください。

Q005 徳島県外に住んでいても相談できますか？

A はい、可能です。徳島での栽培や園地の引き継ぎを考えている方も、ご相談ください。

Q006 まだ貸す・借りると決めていなくても相談できますか？

A はい、可能です。条件や選択肢を知ってから判断したい方も、ご相談ください。

Q007 相談したら契約しなければなりませんか？

A いいえ。相談と契約は別です。相手や条件を確認してから判断できます。

Q008 相談に料金はかかりますか？

A 事務局への相談は無料です。作業委託、賃料、機械・設備の利用など、相談以外に必要となる費用や支援内容は、事前に事務局へお問い合わせください。

Q009 必ず相手が見つかりますか？

A 保証はできません。相手が見つかるような情報発信の仕方など工夫が必要な場合が多いです。園地の状態、所在地、希望条件などによって異なります。まずは事務局コーディネーターにチャットやお電話にてご相談ください。

Q010 相談時には何を伝えればよいですか？

A 貸したい方は園地の場所と状態、借りたい方は希望地域や経験、開始時期を、分かる範囲でお知らせください。

2．貸したい・引き継いでほしい方

Q011 後継者がいない園地も相談できますか？

A はい、可能です。今すぐの引き継ぎも、将来に向けた準備もご相談ください。

Q012 高齢で作業が難しくなりました。どうすればよいですか？

A 難しくなった作業をお聞かせください。作業支援で続ける方法と、園地を引き継ぐ方法を整理します。

Q013 病気やけがで急に管理できなくなりました。相談できますか？

A はい、可能です。必要な作業と期限をお知らせください。対応可能な方法を確認しますが、急な作業依頼への対応は保証できません。

Q014 家族の園地について代理で相談できますか？

A はい、可能です。まずはご相談ください。具体的に進める際は、所有者本人の意向や必要な同意を確認します。必要であれば行政書士など専門家のご紹介も可能です。

Q015 県外に住んでいる所有者も相談できますか？

A はい、可能です。現地を確認できる人の有無や、分かっている園地情報をお知らせください。

Q016 小さな園地でも対象になりますか？

A はい、対象になります。面積だけでなく、道路、周囲の園地、管理状態などを含めて検討します。

Q017 複数の園地をまとめて相談できますか？

A はい、可能です。園地ごとに所在地、面積、状態、希望条件を事務局と一緒に整理しますので、まずはご相談ください。

Q018 園地の一部だけ貸せますか？

A はい、可能です。利用範囲を明確にし、通路や水、作業場所の使い方を確認して検討します。

Q019 自分でも一部の作業を続けたいのですが？

A はい、可能です。残したい作業と任せたい作業をお知らせください。役割と費用を分けて協議します。

Q020 数年後に引き継ぐ相手を探せますか？

A はい、可能です。将来の引き継ぎ希望の時期をお知らせください。準備期間の管理や技術の伝え方も検討します。

3．園地の状態・設備

Q021 手入れしていない園地も相談できますか？

A はい、可能です。草木、果樹、道路などの状態と、再開に必要な作業を確認します。

Q022 老木が多い園地でも相談できますか？

A はい、可能です。木の状態、収穫状況、改植費用などを含めて判断します。

Q023 枯れた木がある園地はどうですか？

A 本数や範囲をお知らせください。伐採や補植の必要性と費用を確認します。

Q024 病害虫が発生している場合も相談できますか？

A はい、可能です。発生状況と過去の対応をお知らせください。必要に応じて専門の相談先へ確認します。

Q025 急斜面の園地でも貸せますか？

A 作業の安全性、搬出経路、必要な労力を確認して検討します。

Q026 車が入れない園地でも相談できますか？

A はい、可能です。入口から園地までの距離や道幅をお知らせください。運搬方法と作業費を確認します。

Q027 水道やかん水設備がなくても大丈夫ですか？

A 相談できます。栽培条件や水の確保方法を確認し、設備整備が必要か検討します。

Q028 貯蔵庫や倉庫も一緒に貸せますか？

A 所有者、状態、利用範囲、電気代、修理費などを土地とは別に整理します。

Q029 農機具も引き継いでもらえますか？

A 機種、所有者、動作状況をお知らせください。貸与・売却などの条件を協議します。

Q030 獣害や水害のある園地も相談できますか？

A はい、可能です。被害履歴と対策状況をお知らせください。管理費と安全性を含めて検討します。

4．所有・家族・土地情報

Q031 面積が分からなくても相談できますか？

A はい、可能です。場所や地番など、分かる情報から確認を進めます。

Q032 地番が分からない場合はどうすればよいですか？

A 農水省運営サイト「農地ナビ」や位置図や地図、所有者が持つ土地関係の資料などを手掛かりに確認します。

Q033 境界がはっきりしない園地も相談できますか？

A 相談はできますが、契約前に利用範囲を明確にする必要があります。現地に事務局が立ち会い協議方法を一緒に模索します。

Q034 複数人で所有している園地はどうすればよいですか？

A まずは事務局へご相談ください。共有者と、それぞれの意向を確認する必要がでてくる可能性があります。必要な手続きは事務局が自治体や関係窓口へ確認することも可能です。

Q035 相続した園地も相談できますか？

A はい、可能です。名義や管理状況をお知らせください。手続きが未整理の場合は先に確認します。

Q036 土地の名義変更が済んでいません。相談できますか？

A はい、可能です。まずはご相談ください。契約を進める前に、権利関係と必要な手続きを整理します。

Q037 家族の意見が一致していません。どうすればよいですか？

A 続ける、貸す、売るなどの様々な選択肢があります。ご家族の意見を一致に至るお約束はできませんが、事務局コーディネーターが一緒に整理し、家族で確認してから具体的に進めるお手伝いをします。

Q038 借りている園地を別の人に渡したいのですが？

A 現在の契約と所有者の意向を確認してください。無断で引き継がせず、必要な同意や手続きを事務局コーディネーターが確認します。

Q039 園地の売却も相談できますか？

A はい、可能です。売却希望であることを事務局コーディネーターにお知らせください。事務局の対応範囲と、必要な相談先や連携専門家を確認します。

Q040 税金や相続について相談できますか？

A はい、可能です。専門的な判断は税理士、司法書士などの専門家の確認が必要になる場合があります。園地の利用相談とは分けて整理し、必要な専門家もご紹介いたします。

5．借りたい・始めたい方

Q041 農業未経験でも相談できますか？

A はい、相談可能です。経験に応じて、研修や実地経験など必要な準備を整理します。

Q042 兼業でも栽培できますか？

A 勤務先がある方は、副業・兼業の条件も確認してください。使える時間、園地の規模、委託できる作業を整理し、必要に応じて専門家や地域の技術者と連携して栽培計画を検討します。

Q043 週末だけ通う形でも始められますか？

A 相談できます。ただし、年間を通じた日常管理と収穫期の対応が必要です。不在時の管理体制や委託できる作業も含めて検討します。

Q044 移住しなくても借りられますか？

A 通える頻度と管理体制によります。緊急時の対応も確認させていただきます。

Q045 移住と一緒に相談できますか？

A はい、相談可能です。住まい、生活費、仕事、園地を合わせて検討しましょう。必要な情報提供を自治体移住相談窓口担当課と連携しますので、事務局コーディネーターへご確認ください。

Q046 法人として借りたい場合も相談できますか？

A はい、相談可能です。事業内容、責任者、栽培体制をお知らせください。利用条件は個別に確認します。

Q047 学生でも相談できますか？

A はい、相談可能です。学習、体験、将来の就農など、目的をお知らせください。継続管理の体制も確認します。

Q048 定年退職後に始めたいのですが？

A 体力、経験、使える時間、希望収入に合わせて、無理のない規模を事務局コーディネーターと一緒に検討していきましょう。

Q049 外国籍でも相談できますか？

A はい、相談可能です。在留資格、雇用、経営などの条件は、参加方法に応じて事務局コーディネーターと一緒に確認していきましょう。

Q050 福祉事業所や障害のある人も参加できますか？

A はい、可能です。作業内容、安全性、必要な専門的支援を確認し、参加方法を事務局コーディネーターと検討していきましょう。

6. 学習・働き方・栽培計画

Q051 小さく始めて、後から面積を増やせますか？

A 希望する進め方をお知らせください。進め方も不明な場合もあるかと思いますので、事務局コーディネーターと一緒に、これまでの経験、収支計画、管理体制に合わせて段階的に検討していきましょう。

Q052 働きながら栽培を学べますか？

A 働きながら学ぶ方法も相談できます。研修、先輩農家の指導、農業法人での就業など、働き方に合う方法を検討します。受け入れ先、募集状況、日程、費用などは事務局へお問い合わせください。

Q053 園地を借りる前に農作業を体験できますか？

A 所有者の意向と受け入れ体制を確認した上で回答させていただきます。日程、安全条件、費用などは事前に確認してください。

Q054 栽培指導を受けられますか？

A はい、可能です。必要な指導内容をご相談ください。指導者、対応範囲、費用は個別に確認します。

Q055 農機具を持っていなくても始められますか？

A 相談できます。必要な機械と作業を整理し、購入、借用、共同利用、作業委託を比較します。利用可能な機械や費用は個別に確認します。

Q056 農機具を共同利用できますか？

A 利用可能な設備や所有者の条件を確認します。予約、運搬、修理責任なども決める必要があります。

Q057 年間の作業量はどのくらいですか？

A 面積、地形、栽培方法、木の状態によって異なります。候補園地ごとに作業計画をつくります。

Q058 収穫期だけ人手を増やせますか？

A 相談できます。必要な時期、人数、作業内容を早めに整理し、確保できる人員と費用を確認します。必ず必要人数を確保できるとは限りません。

Q059 農業で生活できるか相談できますか？

A はい、相談可能です。販売収入、経費、生活費、他の収入を含めて検討します。園地を借りれば生活できるという保証はありません。

Q060 自分に向いている園地が分かりません。どうすればよいですか？

A まずはご相談ください。経験、体力、時間、資金、希望する働き方をお知らせください。条件を整理して候補を検討します。

7. 紹介・見学・マッチング

Q061 相談後はどのように進みますか？

A 希望条件の整理、園地情報の確認、候補紹介、面談・見学、条件協議、必要な手続きの順に進めます。

Q062 園地情報はどこまで公開されますか？

A 公開範囲は事務局へご確認ください。公開してよい情報と、個別に共有したい情報をお伝えください。

Q063 氏名や連絡先も公開されますか？

A 氏名や連絡先など個人が特定できる情報は個人情報取扱い上、ホームページなど不特定多数の方が見える形では公開致しません。お預かりしている希望条件にマッチしそうな相手が現れた時のみ、先方への情報共有範囲や方法について事務局コーディネーターよりご相談させていただきます。

Q064 写真はどのようなものを用意すればよいですか？

A 園地全体、果樹、入口、道路、水回り、設備などが分かる写真が役立ちます。

Q065 情報を登録した後に変更できますか？

A 希望条件や園地の状態が変わった場合は、事務局へお知らせください。

Q066 掲載や紹介を取りやめられますか？

A 取りやめを希望する場合は事務局へご連絡ください。進行中の依頼や契約は別途確認します。

Q067 園地を見学できますか？

A 所有者の了承を得て調整します。無断で立ち入ることはお控えください。

Q068 見学では何を確認すればよいですか？

A 木の状況、作業道路、水源、設備（防除や駐車場など）、安全性、搬出方法、必要な作業と費用を確認しましょう。

Q069 紹介された相手を断ってもよいですか？

A はい。条件が合わない場合は事務局へお知らせください。お断りする理由を整理し、次の候補紹介に活かします。紹介された相手との契約を強制することはありません。

Q070 相手が決まるまでどのくらいかかりますか？

A 条件や候補の状況によって異なります。希望時期がある場合は早めにご相談ください。

8. 契約・費用・責任

Q071 賃料は誰が決めますか？

A 園地の状態、設備、期間、管理負担などを踏まえ、双方で協議します。

Q072 無償で貸すこともできますか？

A はい、可能です。希望をお知らせください。無償でも管理責任や返還条件、必要な手続きを整理します。

Q073 契約書は必要ですか？

A 認識の違いを防ぐため、合意事項は書面で明確にします。農地の貸借には農地中間管理機構を通じた手続きのほか、農地法第3条に基づく許可申請が必要です。園地と利用方法に適した手続きは、所在地の農業委員会などへ確認します。

Q074 契約期間は何年にすればよいですか？

A 園地の状態、新植の有無、投資回収、双方の希望に応じて協議します。利用する制度の条件も確認し、期間と更新方法を決めます。

Q075 契約の更新方法はどう決めますか？

A 更新の条件、確認時期、連絡方法を契約前に整理します。

Q076 途中でやめる場合はどうなりますか？

A 解約の条件、連絡期限、費用精算、園地の返還方法を事前に決めておきます。

Q077 草刈りや防除の費用は誰が負担しますか？

A 作業ごとに責任と費用負担を協議し、書面に残します。

Q078 機械や設備が壊れた場合はどうなりますか？

A 修理、交換、通常の消耗、事故による破損などの扱いを事前に決めます。

Q079 新しく植えた木は、契約終了時にどう扱いますか？

A 新しく植えた木の所有、残すか撤去するか、撤去費用や精算方法を、新植前に書面で合意します。契約終了時の扱いを一律に決めず、契約条件を確認してください。

Q080 農地の貸し借りの手続きは誰に確認しますか？

A 農業委員会などの関係窓口に、園地と利用方法に応じた手続きを確認します。

手続きの参考：徳島市「地域計画への移行に伴う留意点」（2025年5月9日更新、2026年10月7日確認）。農地法第3条による許可と農地中間管理事業の両方が案内されています。

徳島市の手続き案内を開く

9．管理・収穫・販売

Q081 草刈りだけ委託できますか？

A 面積、草の状態、時期、地形をお知らせください。対応可能な作業者と費用を確認します。

Q082 防除だけ委託できますか？

A 作物、園地、希望時期、栽培方針をお知らせください。作業条件を個別に確認します。

Q083 収穫だけ委託できますか？

A はい、ご相談可能です。時期、予想量、採り方、搬出方法を整理してご相談ください。

Q084 収穫を頼めば手取りは増えますか？

A 販売収入から委託費などを引いた金額で判断します。量が増えても所得が増えるとは限りません。

Q085 有機や農薬を抑えた栽培を希望できますか？

A はい、相談可能です。まずはご希望をお知らせください。園地の履歴、周辺環境、管理方法、認証の必要性などを確認します。

Q086 勝浦1号などの新しい品種を植えられますか？

A はい、相談可能です。適性、苗木の入手条件、栽培方法、販売先、必要な手続きを確認して検討します。

Q087 収穫した果実の販売先も相談できますか？

A はい、相談可能です。品質、数量、出荷時期、用途を整理し、買い手の条件と照合します。

Q088 JAや現在の取引先へ出荷を続けられますか？

A はい、相談可能です。継続したい出荷先をお知らせください。引き継ぎ後の利用条件を取引先と確認します。

Q089 青果に向かない果実も販売できますか？

A はい、相談可能です。加工用途に適する場合があります。ただし、傷みや異物、品質などの受け入れ基準を確認します。

Q090 貯蔵や搾汁、加工も相談できますか？

A はい、相談可能です。量、品質、時期、希望用途をお知らせください。対応先、費用、設備の空き状況を確認します。

10．資金・事業継続・トラブル

Q091 始めるためにいくら必要ですか？

A 賃料、機械、園地整備、資材、作業費、生活費などを園地ごとに見積もります。

Q092 新植して収入が少ない期間はどうすればよいですか？

A 幼木育成費と生活費を計算し、他の収入、自己資金、融資などを組み合わせて計画します。条件がマッチすれば該当する補助金情報もあります。

Q093 融資の相談先を紹介してもらえますか？

A はい、紹介可能です。事業内容と資金使途を整理してご相談ください。金融機関への相談や審査は別途必要です。

Q094 補助金を使えますか？

A 申請者、園地、事業内容、募集時期によって異なります。採択や利用を保証するものではありませんが、事務局コーディネーターが回答させていただきます。例えば、以下の徳島県の事業もあります。
（例）事業継承を支援する事業（https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/7240188/）
（登記代行費用や機械等の整備費用を支援）

Q095 買い手の前払いで始められますか？

A 契約次第です。納品条件、使途、不作時の対応、返金・精算方法を整理する必要があります。

Q096 災害や不作で収穫できなかったらどうなりますか？

A 賃料、販売契約、委託費、保険など、それぞれの条件を確認します。事前に対応を協議しておきましょう。

Q097 事故に備える保険は必要ですか？

A 作業、雇用、機械、施設などのリスクに応じて、必要な補償を専門窓口へ確認してください。

Q098 契約後に双方の認識が違った場合はどうしますか？

A 契約内容と経緯を確認し、まずは当事者間で協議します。事務局の対応範囲や専門窓口も確認してください。

Q099 引き継いだ後に事業が続けられなくなったら相談できますか？

A はい、相談可能です。早めに状況をお知らせください。規模縮小、作業委託、再継承などの選択肢と契約条件を確認します。

Q100 相談で一番大切にしていることは何ですか？

A 事務局コーディネーターは、貸す方と借りる方の双方のそれぞれの条件を理解し、無理なく続けられる引き継ぎを考えることです。成立件数だけでなく、その後の管理と経営の見通しを大切にしています。